

## 奥入瀬十和田利活用協議会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「奥入瀬十和田利活用協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、十和田八幡平国立公園の奥入瀬溪流及び十和田湖を中心とする区域の自然保護と利活用を両立させるため、当区域における環境保全、観光振興、交通システムの検討を行うことを目的とする。

### (検討事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の検討を行うものとする。

#### (1) 環境保全

「まるごと自然博物館」を目指すための検討、貴重な自然環境の永続的な保全のための検討等

#### (2) 観光振興

滞在型観光の検討、地域ブランドづくり・観光資源発掘のための検討、奥入瀬溪流と十和田湖の連携や広域連携による観光の推進のための検討、冬季観光の推進のための検討等

#### (3) 交通システム

交通規制に関する検討、代替交通の検討等

### (組織)

第4条 協議会員は別紙(1)のとおりとする。

- 2 協議会に協議会長を置き、協議会長は青森県知事とする。
- 3 協議会長は、協議会を招集し、協議会の意見を統括する。

### (幹事会の設置)

第5条 第3条の検討事項の検討を行うにあたり、第6条の部会間の連携、調整を行うため、幹事会を設置し、検討事項を協議会へ提案・報告する。幹事会員は別紙(2)のほか、各部会からの互選により選出する。

- 2 関連する分野の専門的な考え方等の情報収集のため、オブザーバーを置く。
- 3 幹事会に幹事会長を置き、幹事会長は十和田市長とする。
- 4 幹事会長は、幹事会を招集し、幹事会の意見を統括する。
- 5 幹事会は、必要に応じて奥入瀬溪流利活用検討委員会と連携する。
- 6 幹事会の意見の調整、専門的な意見を得るため、コーディネーター兼アドバイザーを置く。

(部会の設置)

第6条 第3条の検討を行うため、環境教育部会、観光部会及び道路交通部会を協議会内に設置し、検討事項を幹事会へ提案する。部会コアメンバーはそれぞれ別紙(3)、別紙(4)、別紙(5)のとおりとする。

- 2 前項の部会のほか、幹事会の承認により必要な部会を設置することができる。
- 3 それぞれの部会に部会長を置き、部会長は部会コアメンバーからの互選とする。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の意見を統括する。
- 5 部会長は、部会の意見のとりまとめ、議論の進行を行うため、ファシリテーターを置くことができる。
- 6 部会の意見の調整、関連する分野の専門的な意見を得るため、コーディネーター兼アドバイザーを置く。
- 7 部会長は、部会を招集しようとするとき、当該部会のコアメンバーのほか、幹事会員、幹事会オブザーバー、及び他の部会コアメンバーに対し部会の出席を求め、広く意見を聴取することができる。
- 8 部会長は、部会コアメンバー等からの要請に応じ、部会コアメンバーを追加することができる。
- 9 その他、部会の運営に必要な事項は、それぞれの部会において定める。

(協議会員、幹事会員、及び部会コアメンバー以外の者の出席)

第7条 協議会長、幹事会長、及び部会長は、必要があると認めるときは、協議会員、幹事会員、及び部会コアメンバー以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会及び部会の運営に係る事務を行うため、事務局は青森県県土整備部道路課、青森県観光国際戦略局観光企画課、十和田市農林商工部商工観光課及び(一社)十和田奥入瀬観光機構により構成するものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項は別に定めることができる。

附則

この規約は、令和5年9月4日から施行する。

別紙（1）協議会員

	組織・役職等	摘要
国	環境省 東北地方環境事務所長	
	国土交通省 東北地方整備局長	
	国土交通省 東北運輸局長	
県	青森県知事	協議会長
	青森県 環境生活部長	
	青森県 県土整備部長	
	青森県 観光国際戦略局長	
	青森県 上北地域県民局長	
市	十和田市長	
	七戸町長	

別紙（２）幹事会員

	組織	役職	摘要
国	環境省 東北地方環境事務所 十和田八幡平国立公園管理事務所	所長	
	国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所	所長	
	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	支局長	
県	青森県 環境生活部 自然保護課	課長	
	青森県 県土整備部 道路課	課長	(事務局)
	青森県 観光国際戦略局 観光企画課	課長	(事務局)
	青森県 上北地域県民局 地域整備部	部長	
	青森県 十和田警察署	署長	
	秋田県 鹿角振興局 総務企画部	部長	
市	十和田市	市長	幹事会長
	十和田市 農林商工部	部長	(事務局)
	十和田市 教育委員会事務局	教育部長	
	七戸町 商工観光課	課長	
	小坂町 観光産業課	課長	
民	(一社) 十和田奥入瀬観光機構	事務局長	(事務局)
	焼山町内会	会長	
	奥入瀬溪流温泉町内会	会長	
	休屋町内会	会長	
	宇樽部町内会	会長	
	休平自治会	会長	
	大川岱自治会	会長	
	(一社) 十和田湖国立公園協会	理事長	
	NPO 法人 奥入瀬自然観光資源研究会	事務局長	
	NPO 法人 十和田奥入瀬郷づくり大学	理事長	
	(一財) 十和田湖ふるさと活性化公社	理事長	
	十和田商工会議所	会頭	
	星野リゾート 奥入瀬溪流ホテル	アクティビティ ユニットディレクター	
	十和田観光電鉄(株)	専務取締役	
	ジェイアールバス東北(株) 青森支店	青森支店長	
	ササキ石油販売(株)	代表取締役社長	

オブザーバー

	組織	役職	関連分野
国	国土交通省 東北地方整備局 道路部 道路計画第一課	課長	
	国土交通省 東北運輸局 交通政策部 交通企画課	課長	
	国土交通省 東北運輸局 観光部 観光地域振興課	課長	
県	青森県 県土整備部 河川砂防課	課長	河川管理者
民	東北電力(株) 青森発電技術センター	所長	利水者

コーディネーター兼アドバイザー

氏名	所属・役職
谷口 綾子	奥入瀬溪流利活用検討委員会 委員

別紙（3）環境教育部会コアメンバー

	組織	摘要
国	環境省 東北地方環境事務所 十和田八幡平国立公園管理事務所	部会長
	林野庁 東北森林管理局 三八上北森林管理署	
県	青森県 環境生活部 自然保護課	
	青森県 教育委員会 教育庁 文化財保護課	
市	十和田市 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課	
民	(一財) 自然公園財団 十和田支部	
	(一社) 十和田湖国立公園協会	
	NPO 法人 奥入瀬自然観光資源研究会	
	NPO 法人 十和田奥入瀬郷づくり大学	

コーディネーター兼アドバイザー

氏名	所属・役職
幸丸 政明	奥入瀬溪流利活用検討委員会 委員（環境）

別紙（４）観光部会コアメンバー

	組織	摘要
国	国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所	
	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	
県	青森県 観光国際戦略局 観光企画課	
	青森県 上北地域県民局 地域連携部	
	秋田県 鹿角振興局 総務企画部 地域企画課	
市	十和田市 農林商工部 商工観光課	部会長
	七戸町 商工観光課	
	小坂町 観光産業課	
民	「道の駅」奥入瀬	
	「道の駅」しちのへ	
	(公社) 青森県観光国際交流機構	
	(一財) 十和田湖ふるさと活性化公社	
	(一社) 十和田奥入瀬観光機構	
	(一社) しちのへ観光協会	
	NPO 法人 青森県ウォーキング協会	
	奥入瀬溪流温泉旅館組合	
	十和田商工会議所	
	(公社) 十和田青年会議所	
	星野リゾート 奥入瀬溪流ホテル	
	MiK(株) 奥入瀬森のホテル	
	(合同) 十和田湖ガイドハウス権	
	(株) ESARIO	
	十和田湖・奥入瀬 GUIDE の会	
	十和田湖自然ガイドクラブ	

コーディネーター兼アドバイザー

氏名	所属・役職
九戸 眞樹	奥入瀬溪流利活用検討委員会 委員（観光）

別紙（５）道路交通部会コアメンバー

	組織	摘要
国	国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所	
	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	
県	青森県 企画政策部 交通政策課	
	青森県 県土整備部 道路課	部会長
	青森県 上北地域県民局 地域整備部	
	青森県警察本部 交通部 交通規制課	
	青森県 十和田警察署	
	十和田市 建設部 土木課	
民	(一社) 青森県タクシー協会	
	(公社) 青森県バス協会	
	(公社) 青森県トラック協会	
	十和田地区交通安全協会	
	十和田観光電鉄(株)	
	ジェイアールバス東北(株) 青森支店	
	ササキ石油販売(株)	

コーディネーター兼アドバイザー

氏名	所属・役職
武山 泰	奥入瀬溪流利活用検討委員会 委員（土木計画）